

役員報酬規程

社会福祉法人 山王平成会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山王平成会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規定で役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び交通費、宿泊費を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

	報酬（日額）	交通費（県外）	宿泊費
理事会出席報酬等	10,000円	実費	実費

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び交通費、宿泊費を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

	報酬（日額）	交通費（県外）	宿泊費
評議員会出席報酬等	10,000円	実費	実費

3 原則交通費の支給は、県外からの出席者のみとする。県内の場合は、報酬に交通費を含むものとする。

4 宿泊費は、1泊15,000円を上限とした実額とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 理事が、理事会及び評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

(業務の旅費)

第5条 役員等の業務とは、監事の監査、研修等への出席及び理事長が認めた業務をいう。その際、次により報酬及び宿泊費・交通費を支給することができる。

	報酬（日額）	交通費（県外）	宿泊費
出張	10,000円	実費	実費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 交通費は実情を考慮し、増額することができる。

4 交通費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

5 原則交通費の支給は、県外に出張する者のみとする。県内の場合は、報酬に交通費を含むものとする。

6 宿泊費は、1泊15,000円を上限とした実額とする。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。原則として理事の業務は、施設の職員としての業務を除く法人職務とする。

別表1

名称	報酬	交通費
理事長業務報酬等（日額）	10,000円	実費
理事業務報酬等（日額）	10,000円	実費
監事監査指導報酬等（日額）	10,000円	実費

附則

この規程は、平成27年7月1日より実施する。

この規程は、平成28年6月1日より改定する。